

しんけん言うトピア

新聞労連新聞研究部 2019 年度の活動

2019 年秋～2020 年夏

目 次

2020年7月

1	発刊に寄せて 新聞労連新研部副長 菊池太典（共同労組）	2
2	新研ミーティング＝第43回新聞研究部長会議（2019年12月15日土曜日） ①会議スケジュール ②部長会議報告 新聞労連「機関紙」より	4 6
3	第63回新研中央集会（2020年6月5日） 会見開放…あれからどうなった？ ①集会チラシ スケジュール ②集会報告 新聞労連「機関紙」より	8 11
4	こちら新研部です（2019年12月1日号）	14
5	官邸記者アンケート	16
6	声明各種	19



2019年度 新聞研究部の活動について

2019年度（19年7月～20年7月）の新聞研究部も在京の新研部が活動の企画や運営を担いました。1～2月に一度程度の頻度で在京新研部長会議を開き、例年通り年2回の主要イベントについて話し合いました。

19年12月15日には東京都文京区で新研ミーティングを開催しました。従来は「全国新研部長会議」の名称で行ってきた集会ですが、今期は一般の組合員のみなさんも参加しやすいようにしたいとの思いから、名称を変更しました。集会では神奈川県弁護士会の上平加奈子弁護士に「必要ですか、実名報道」のタイトルで講演をいただき、7月に発生した京都アニメーション事件での被害者取材の実情について、共同通信労組と京都新聞労組から報告をしてもらいました。今回は研修会という性格に重きを置いて会場設定や時間配分を考慮しました。参加者からはおおむね好評をいただきましたが、各単組での新聞研究部の活動状況を共有し合うとともに、労連新研部の活動方針を話し合う会議としての色彩が弱く、その点を指摘する声も聞かれました。来期では名称を含めた会議の在り方について、さらに検討を進めていただきたいと思います。

20年6月5日には、「記者会見とは何か」と題して新研中央会議を開きました。当初は例年通り、会場に人を集めての一般シンポジウムを想定して話を進めましたが、新型コロナウイルスの流行で不可能となり、初めてオンライン開催という形をとることにしました。会議ではフリージャーナリストの江川紹子さんや元NHK記者の立岩陽一郎さん、エッセイストの小島慶子さんらに、新型コロナを巡る首相記者会見の印象などについて感じたことを述べていただきました。会議は労連が「記者会見の全面開放宣言」を出してから10年という節目を受けたもので、在京新研部長会議が事前に中央省庁へ実施した、記者会見オープン化のこの10年間の変遷についてのアンケートなどを基に、議論をしてもらいました。会議は報道番組の制作者ら有志で構成する「Choose Life Project」の協力を受けつつ運営し、リアルタイムでは最大2千人程度が視聴、ユーチューブのアーカイブは6月末現在で4万8千回以上の再生を記録しました。来期以降、どのような開催形態されるかは分かりませんが、ネット配信についてはぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

なお、新型コロナの影響で、実際に集まっていた会議を「Zoom」で開催しました。比較的スムーズに意思疎通ができました。移動時間のロスがなくなること、在京以外のメンバーにも参加の道が開けることなどから、今後の活用も検討に値すると思います。

<2019年度 在京新聞研究部メンバー>

部長	毎日	酒井雅浩
副部長	共同	菊池太典
副部長	朝日	高橋健次郎
部員	時事	知念愛香
部員	協会	黒澤愛
部員	朝日学生	八木みどり

新研ミーティング（第43回新研部長会議）

テーマ「必要ですか、実名報道」

日時：2019年12月15日（日） 13:00-16:50

（交流会 17:15～2時間程度 予定）

場所：文京シビックセンター 26F スカイホール

東京都文京区春日 1-16-21 電話 03-3812-7111(文京区役所代表)

東京メトロ後樂園駅・丸の内線（4a・5番出口）南北線（5番出口）徒歩1分

都営地下鉄春日駅三田線・大江戸線直結（文京シビックセンター連絡口）

JR 総武線水道橋駅（東口）徒歩9分

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/shisetsu/civiccenter/civic.html>

<スケジュール>

12月15日（土）

12:30 受け付け開始

13:00～開会

主催者挨拶

第一部 部会

2018年度活動報告

2019年度の活動方針、テーマについて意見交換

各組合・地連の活動報告

「こちら新研部です」テーマ、分担について
しんけん平和新聞の今後（確認事項）
2020年新研集会時期とテーマ
しんけん言うトピア etc まとめ 確認

14:00 休憩

14:15 第二部 学習会

講演「必要ですか、実名報道」

上平加奈子弁護士 神奈川県弁護士会

神奈川県座間市で発生した事件に対し、「犯罪被害者のプライバシー
尊重を求める会長談話」（2017年11月17日）を発表

<http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2017/post-280.html>

労組から報告

質疑応答ディスカッション

16:50 事務連絡、終了

17:15 交流会

実名報道の意味は

新研ミーティング（第43回全国新研部長会議）が12月15日、東京・文京シビックセンターで開かれ、全国から約30人が参加した。

第1部の部会では、南彰労連委員長が新研部の今年度の活動方針を説明。デジタル時代への対応や、政府による公文書廃棄問題などを受け、公文書公開の充実に向けて取り組みを強化していく方針などが示された。

各労組新研活動報告では、琉球新報労組から、新人記者を巻き込んだ学習会を複数回開催したことが報告された。

また、2020年初夏に開催予定の新研集会に関しては、沖縄タイムス労組から「6月23日の慰霊の日前後を避けて欲しい」との意見が挙げられた。

第2部では京都アニメーションの放火事件で実名報道の是非が問われたことを受け、犯罪被害者の支援に取り組む上平加奈子弁護士（神奈川弁護士会）による講演や、事件取材した京都新聞や共同通信労組による特別報告が行われ、事件報道のあり方をめぐる議論が交わされた。

【時事通信労組・知念愛香】

「やまゆり園事件」などの代理人で、犯罪被害者支援に携わってきた上平加奈子弁護士が、犯罪被害者と実名報道のあり方について講演した。要旨は次の通り。

実名必要か 真摯に検討を

上平加奈子弁護士



警察が発表することと、実名も含めて報道するかは、区別して考えるべきだ。大きな話だが、国家権力の乱用を防ぐために知る権利がある。国が持っている情報は出させないといけない。ただ、どこまで発表するかは難しく、基準は公益性によると思う。

やまゆり園事件も、京アニ事件も、警察は報道に実名を発表すべきだと思う。

亡くなった方のプライバシーが暴力的に侵害され、顔写真をさらされ、実名を公表されることに対する大義名分はないという思いが根底にある。ただ、京アニ事件については、飛行機事故と平行に考えて、お名前とか年齢とかを報道せざるを得ないと結論づけて

いる。ケース・バイ・ケースにしかない。

実名報道をめぐるのは、報道の自由と個人のプライバシー権が拮抗している状態。どちらを優先させるかという話。法的に死者のプライバシーが認められるか、という単純な話ではない。

実名報道が必要な理由として、児童虐待も引き合いに出される。お名前や写真があったからこそ、社会で痛みを共有できたと言われる。そういうケースもあるかもしれないが、(すべてに当てはめるのは) 論理のすり替えかなと思う。

実名が原則という報道機関は多い。でも、原則や例外はないというのが私の意見。真実を報道することがジャーナリストの使命とは思う。ただ、実名や個人を特定するような情報が必要なのか、考えてほしい。

実際の事件では、遺族が故人を静かに見守りたいという時は、マスコミが「沈静化」するならコメントを出しましょうかとなる。でも、それがいいのかどうか。遺族に「勘弁してください」と言わせることはおかしくないのか、そんな単純な疑問から活動が始まった。

信頼を得るための報道とは何か。なぜ、こういう報道をするのかと、報道されている社もある。どんどんやって頂きたい。部数を稼ぎたい、PVを稼ぎたいではなく、真実を報道したいという見地に立てば、理解が深まっていくと思う。 【朝日労組・高橋健次郎】

新聞労連・新研集会 ネット開催決定！

6月5日（金）19:00～21:30（予定）

会見開放…あれからどうなった？

ご登壇者：江川紹子さん
畠山理仁さん

公開

URLは、後日連絡予定

質問する時間は担保されているのか？
記者会見は開かれたものになっているのか？
質問は恣意的に選別されていないか？



新聞労連新聞研究部は、6月5日（金）に新研集会（新研シンポジウム）を行います。今回は、新型コロナの収束の見通しが立たないため、集会形式をとりやめ、ネット開催にすることにしました。

新聞労連新聞研究部は、2009年10月31日の新研部長会議で、年間テーマを記者会見問題とすることにし、10年3月4日に「記者クラブ開放宣言」を公表。4月25日に新研集会でも取り上げました。あれから10年以上が経過し、今記者クラブの開放度はどうなったのか。江川紹子さん、畠山理仁さんを迎えて検証します。

【お問い合わせ先】新聞労連・新研部

電話：03-5842-2201 ファクス：03-5842-2250

いま「記者会見」の あり方を問う

主催：
新聞労連

CHOOSE
Life
Project

6.5
friday
19:00
to
21:00

江川紹子 フリージャーナリスト

畠山理仁 フリージャーナリスト

立岩陽一郎 元NHK記者

小島慶子 エッセイスト

日比野敏陽 京都新聞
東京編集部長

司会 南彰 新聞労連委員長

メディアは 何のために あるのか？

新聞労連新聞研究部は6月5日午後7時からオンラインで、新研中央集会「いま『記者会見』のあり方を問う メディアは何のためにあるのか？」を開きます。新聞労連が「記者会見の全面開放宣言～記者クラブ改革へ踏み出そう～」を出し、同時期に首相記者会見がフリーランスにも解放されてから10年です。しかし、今年に入ってから「偽装会見」と批判された2月29日の首相会見のように、記者会見をめぐる問題が噴出しています。「記者会見は誰のために、何のためにあるのか」、また、「賭け麻雀」問題も起きるなか、メディアの体質をどのように変えたらいいのかについて議論します。

【ゲスト】

- ・ 江川紹子さん（フリージャーナリスト）
 - ・ 畠山理仁さん（フリージャーナリスト）
 - ・ 立岩陽一郎さん（元NHK記者・「インファクト」編集長）
 - ・ 小島慶子さん（エッセイスト）
 - ・ 日比野敏陽さん（京都新聞東京編集部長・元新聞労連委員長）
- （MC：南彰・新聞労連委員長）

【配信URL】

※テレビの報道番組や映画、ドキュメンタリーを制作している有志で始めた映像プロジェクト「[Choose Life Project](https://www.youtube.com/watch?v=5zvJC-5VQMs)」が協力・配信 <https://www.youtube.com/watch?v=5zvJC-5VQMs>

●日時：6月5日（金） 19：00～21：00

【第1部・講演】 19：00～19：45

講演1 江川紹子さん「2月29日の首相記者会見を通じて感じたこと」

講演2 畠山理仁さん「民主党政権時代からの記者会見オープン化を巡る攻防について」

【第2部・パネルディスカッション】 19：45～21：00

- ・江川紹子さん（フリージャーナリスト）
 - ・畠山理仁さん（フリージャーナリスト）
 - ・立岩陽一郎さん（元NHK記者・「インファクト」編集長）
 - ・小島慶子さん（エッセイスト）
 - ・日比野敏陽さん（京都新聞東京編集部長・元新聞労連委員長）
- （MC：南彰・新聞労連委員長）

記者会見のあり方を問う

新研集会 初のオンライン開催

新聞労連新聞研究部は6月5日、「メディアは何のためにあるのか？いま『記者会見』のあり方を問う」と題した新研中央集会をオンラインで開いた。労連が2010年に「記者会見の全面開放宣言～記者クラブ改革へ踏みだそう」を出してから10年経過したことを受けたもので、フリージャーナリストなどへの対応が問題となった今年2月の安倍晋三首相会見や同5月に発覚した黒川弘務元検事長と新聞記者の賭けマージャン問題などについて議論。

「国民に信頼されるメディアとして変わらなければならない」など、会見や記者の取材のあり方に対して変化を求める意見が相次いだ。

第1部では、フリージャーナリストの江川紹子さんが新型コロナウイルスについての首相記者会見に参加して感じた課題、同じくフリーの畠山理仁さんが記者会見のオープン化を巡る攻防について話した。その後、元NHK記者でインファクト編集長の立岩陽一郎さん、エッセイストの小島慶子さん、元労連委員長で京都新聞編集委員の日比野敏陽さんが加わった。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集会は初めてオンラインで実施。テレビの報道番組や映画などを制作している有志で構成する「Choose Life Project」が協力した。動画はYouTubeで視聴できる (<https://www.youtube.com/watch?v=5zvJC-5VQMs>)。6月29日までに約4万8千回再生された。

【新聞協会労組・黒沢愛】

【第一部】

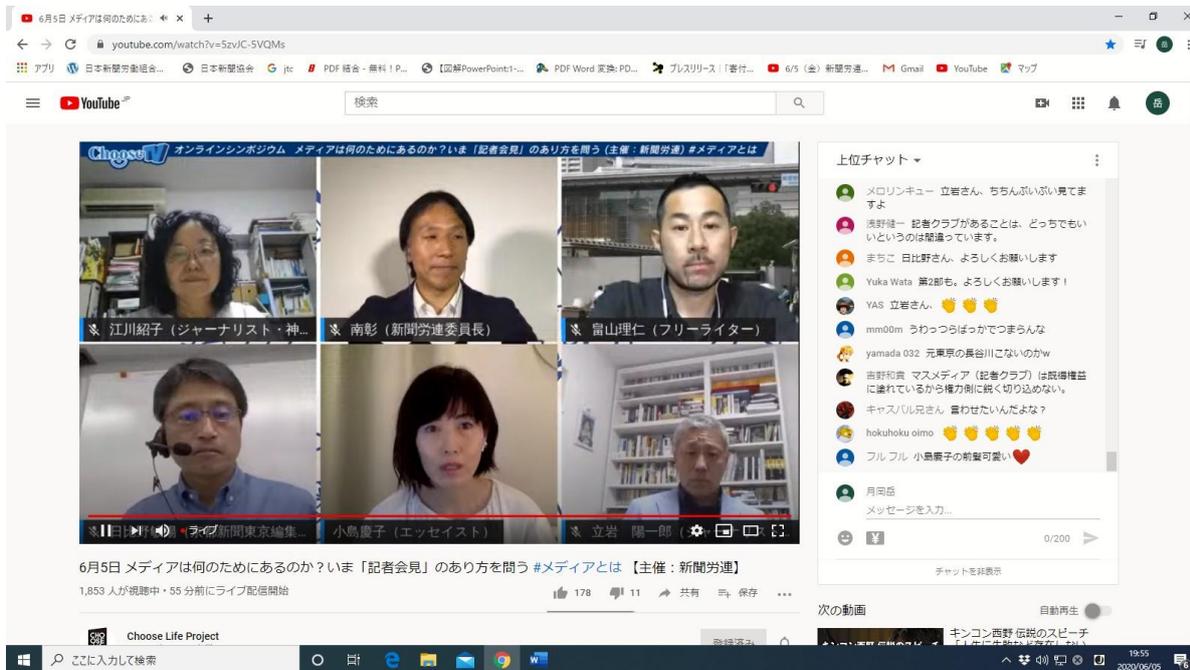
第1部で江川さんは、2月29日に開催された安倍首相の会見の経緯について説明。江川さんは、幹事社の質問にもきちんと答えずに終了しようとする安倍首相に「まだ質問があります」と呼び掛けたが、安倍首相はそのまま退出した。一連の経緯を述べた江川氏のツイートは広く拡散され、その後の3月14日の首相会見では、7年3か月ぶりにフリージャーナリストが指名され質問した。江川さんは「多くの人の関心の変化をもたらした」と振り返った。

一方で、密集を避けるため会見の参加人数を絞られたり、不十分な回答に対して再度踏み込んだ質問ができなかったりすることは問題だとも主張。「質問の時間を長く確保したり、開催頻度を増やしたりするなど改善の余地がある」と述べた。

畠山さんは、フリーランスが首相会見に参加しにくい状況は記者会見の構造に起因すると指摘。会見は記者会主催であるが、実際の進行は官邸が担当している点を挙げ、「問題は官邸側に会見の主導権を握らせていることにある」と強調。権力側に質問者の選別を任せると、都合の悪い質問をする記者を当てなくなる可能性があるとして、「報道側が主導すべきだ」と述べた。

畠山理仁さん「官邸に会見の主導権は問題」

小島慶子さん「賭け麻雀、セクハラと地続き」



【第二部】

立岩さん、小島さん、日比野さんが加わった第2部では、海外特派員経験のある立岩さんが日本の記者会見について「大変酷い状況だ」と評価。米国ではトランプ大統領が質問に答えられない場合に、記者が更に質問を投げかけることができる雰囲気醸成されているとして「トランプ会見でも起きてないことが日本で起きている」と指摘した。

3月14日の首相会見では、途中で打ち切ろうとする官邸側に記者らが反発し、質問を認めさせたという一幕があった。その会見で声を上げた日比野さんによると、4月以降は感染拡大防止から首相会見が1社1人に制限され、質問時は声を出さずに手を挙げるといったルールが課されたとして「おかしいじゃないかとか、もっと質問があると見えなくなった」と報告した。こうしたルールは緊急事態宣言解除後も続いているという。

新聞労連では今回、首相会見や中央省庁での各大臣会見のオープン化に関する調査を実施。官房長官会見はフリーランスも入っているとの結果に対し、畠山さんが「官房長官会見は金曜午後の1回しか出ることができない。アリのバイ的にフリーランスを週1回入れている状況だ」と実態を指摘した。

議論は賭け麻雀問題に絡む記者の取材手法に及んだ。立岩さんは「大手メディアにとって記者会見は取材の場ではなくなっている」と述べた上で、「その代わりに夜討ち朝駆けなど、誰も見ていないところで取材する。会見が本当に真実を明らかにする場であればその必要がないのに、本当のやりとり

が会見後に始まるという独特の文化がある」と分析。「こうした文化を変えていくには、記者会見をまっとうにやることが第一歩だ」と語った。小島さんも「大手メディアの儀式化した記者会見の構造は、賭けマージャン、女性記者へのセクハラ問題と地続きだ」と指摘した。

国民のために権力側から情報を引き出す記者の役割を全うするため、会見や取材はどうあるべきか。日比野さんは「記者らは地方で受けた教育や行動を東京でやっているのではないか」と語り、今後は若手記者の育成段階で記者会見の重要性を伝えていく必要があると指摘した。立岩さんは「ジャーナリストという意識を大手メディアも持つかどうかだ」と強調。所属企業や身分を超えた連携が今後は重要だとした。

畠山さんは「社員の記者もフリーランスの記者も共闘できる」と述べた上で「国民の信頼を得るためにも、記者は自分自身の特権に拘らないで欲しい」と訴えた。小島さんは視聴者に「確かにマスコミ批判はしたくなるが、大手メディアには心ある人たちがいる。彼らに建設的な批判と応援をお願いしたい」と語りかけた。江川さんは小島さんの意見を踏まえ、「ポジティブな評価をきちんとあげることが、良い記者を励ますことになる」と指摘。「記者会見が変わったのは、多くの人たちの関心と声だった。ここで見ている人たちはそれだけのパワーを持っている」と強調した。

【時事通信労組・知念愛香】



新研部は12月15日に新研ミーティング「必要ですか、実名報道」を東京・文京シビックセンターで開きます。犯罪被害者の支援に取り組み、今回講師を務める上平加奈子弁護士に実名報道のあり方について聞きました。【聞き手・朝日労組 高橋健次郎】

Q 実名報道について発信されている。

A 2年前、神奈川県座間市のアパートで男女9人の遺体が見つかった事件では、神奈川県弁護士会長名で、プライバシー尊重を求める談話を出した。その時の文案を考えた。全国紙が1面などで被害者の実名と顔写真を載せたことに、ショックを受けたことがきっかけ。性被害があったということが報道されていたにもかかわらず被害者のプライバシーをさらすことに意味があるのか、と思った。

「報道の正義のため、社会全体の理解のために、犯罪被害者、遺族のプライバシーが損なわれることが許されるのでしょうか」。そう問いかけた。

Q 京アニ事件は？

A インターネット版で実名報道を一部にとどめる社もあった。実名報道の意味を説明する社も。「報道の正義のため」と形式的に構えていては社会の理解を得られない、報道側も批判に応えようと試行錯誤しているのだと感じた。

Q 課題は？

A 個別具体的なケースをどう報道するのか、報道各社でもっと考えて頂きたい。警察発表にいわば「乗っかっている」と思える報道もあった。軸足がぶれていると、読者も感じる。公的発表があれば、報じやすいのも分かる。でも、取材をして実名の価値があると思えば報道すればいいのではないか。



うえひら・かなこ 1973年生まれ。神奈川県弁護士会所属。「やまゆり園事件」などの代理人で、犯罪被害者の支援に携わる。

Q ネット上では、「さらされる」リスクも。

A まとめサイトで情報を探られ、拡散させられる。報道機関にはそうしたリスクを考慮することも求められる。実際に取り組みもあるが、必要かつ十分ではない。どうあるべきかは、難しい問題だ。

Q 犯罪被害者支援をされている立場からは？

A どれだけ客観的に書いてもらっても、被害者やご家族は思い出すのがつらい。シャットアウト状態であることが多い。ただ、一切報道するなどは言えない。玉石混交の情報があふれる中、信頼できる報道の価値は高い。報道と被害者側の代理人は、対立関係にあるものではない。被害者らの代理人としても、どうあるべきか葛藤している。報道機関のみなさんと一緒に、実名報道に関する考え方をまとめることも必要かもしれない。学習会では、悩みを共有し、考える機会にしたい。

【分類方法】

- A=フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟者の記者等も一定の手続きを経て参加可(質問権などの制限なし)
 B=フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟者の記者等も一定の手続きを経て参加可(質問権なし)
 C=日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社の記者等は、一定の手続きを経て参加可(質問権などの制限なし)
 D=記者クラブ加盟社の記者

	10年3月時点	分類	20年1月時点	分類	備考(新型コロナを受けた変化など)
内閣総理大臣	鳩山 由紀夫	A	安倍 晋三	A	緊急事態宣言以降、「1社1人」に限定、フリーランスは抽選で最大10人までに
内閣官房長官	平野 博文	D	菅 義偉	↑A	緊急事態宣言以降、「1社1人」に制限
拉致問題担当大臣	中井 治	C			
財務大臣	菅 直人	A	麻生 太郎	A	特に変更なし。1社あたりの参加希望人数が複数の場合は人数を絞っていただく場合がある。
内閣府特命担当大臣(金融庁)	亀井 静香	A			
総務大臣	原口 一博	A	高市 早苗	A	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、三密状態を回避するため、参加される方には必要最小限の人数で参加いただくよう協力をお願いしている。
法務大臣	千葉 景子	A	森 まさこ	A	参加資格の変更はしていないが、現下の状況に鑑み、マスク着用等の感染予防策の励行、発熱症状等がある場合の会見参加の自粛及び可能な限り各社1名の参加等について、協力を依頼。
外務大臣	岡田 克也	A	茂木 敏充	A	感染拡大防止策として、各社に会見出席人数をできるだけ1~2人に絞るよう要望。ストリーミング配信により、会見内容の公開性は担保している。
文部科学大臣	川端 達夫	A	萩生田 光一	A	制限はなし
厚生労働大臣	長妻 昭	B	加藤 勝信	↑A	1人1社に限定、コロナの専門家会議の会見などは会見場の1人1社制限に加えスカイプで配信、チャットでの質問を受け
農林水産大臣	赤松 広隆	A	江藤 拓	A	制限はなし、参加する記者に検温
経済産業大臣	直嶋 正行	A			
原子力経済被害担当大臣			梶山 弘志	A	1社1人に限定
内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)					
国土交通大臣	前原 誠司	B	赤羽 一嘉	↑A	質問内容は事前にできる限り申告してもらっていて、参加の可否や何を質問するかはクラブとの関係次第。以前からそうだったはずなので、10年前の調査が「B」の理由がわからない、従って、いつB→Aとなったのかも不明。 コロナ後:各社1名、マスク着用。
環境大臣	小沢 鋭仁	A	小泉 進次郎	A	コロナ後:クラブ加盟者は1社1名に制限。フリーは入室できず、ウェブ配信を見てもらう。フリーから質問は事前に登録してもらい、幹事社が代読する。
内閣府特命担当大臣(原子力防災)					
防衛大臣	北澤 俊美	C	河野 太郎	C	FPIJ加盟のメディアであれば参加可能。 コロナ後:1社1名、間隔を開けて着席

国家公安委員長	中井 洽	C	武田 良太	C	日本新聞協会、民放連の記者であれば参加可能 コロナ後:特に変化なし
行政改革担当大臣					
公務員制度改革担当	仙谷 由人	A			
国土強靱化担当大臣					
内閣府特命担当大臣(防災)	前原 誠司	B			
復興大臣			田中 和徳	A	復興庁では特にありません。なお、復興庁が入居している中央合同庁舎4号館では、部外来庁者に対して以下の入館制限があります。①受付で検温を実施すること②37.5度以上の発熱が確認された場合には、入館は認められないこと③マスクを着用していない場合には、入館は認めら
福島原発事故再生総括担当			田中 和徳	—	—
五輪担当大臣			橋本 聖子	A	原則として1社1名とするよう協力をお願いしています。
女性活躍担当大臣					
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)	福島みずほ	A			
まち・ひと・しごと創生担当大臣			北村 誠吾	A	調整の上、可能な限りの参加人数の絞り込みを依頼
内閣府特命担当大臣(地方創生)					
内閣府特命担当大臣(規制改革)					
一億総活躍担当大臣			衛藤 晟一	A	調整の上、可能な限りの参加人数の絞り込みを依頼
領土問題担当大臣					
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	福島みずほ	A			
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	福島みずほ	A			
内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)	前原 誠司	B			
内閣府特命担当大臣(海洋政策)					
経済再生担当大臣			西村 康稔	A	記者クラブ加盟社及びフリーランス記者にかかわらず、社内で調整いただき1社1名での参加を協力依頼
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	菅 直人	A			
全世代型社会保障改革担当大臣			竹本 直一	A	調整の上、可能な限りの参加人数の絞り込みを依頼
情報通信技術(IT)政策担当大臣					
内閣府特命担当大臣(科学技術政策)	川端 達夫	A			
内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略・知的財産戦略・宇宙政策)					

国家戦略担当大臣	仙谷 由人	A			
内閣府特命担当大臣(新しい公共)	仙谷 由人	A			
内閣府特命担当大臣(行政刷新)	枝野 幸男	A			
内閣府特命担当大臣(地域主権推進)	原口 一博	A			
公正取引委員会	—	A	—	A	参加資格については特段変更していないが、三密を避けるため、通常開催している会議室よりも広い会議室において開催する、座席と座席の間の距離を十分に離す、参加される記者に対してマスクの着用を依頼する等の対策を採っている。
消費者庁	—	A	—	A	変更なし
宮内庁	—	D	—	D	人数制限(1社1名程度に)
法務省(地方検察庁、矯正管区)	—	D	—	A	特に変更なし(最高検)

MIC 声明

「表現の不自由展」が続けられる社会を取り戻そう

2019年8月4日

国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」がわずか3日間で展示中止に追い込まれました。展示中の慰安婦を表現した少女像などをめぐり、河村たかし・名古屋市長が展示中止を求める抗議文を大村秀章・愛知県知事（芸術祭実行委員会会長）に提出。日本政府も補助金交付決定にあたり内容を精査する考えを示すなか、主催者の事務局にテロ予告や脅迫・抗議の電話・メールなどが殺到した末の判断でした。

行政が展覧会の内容に口を出し、意に沿わない表現を排除することになれば、事実上の「検閲」にあたります。メディア・文化・情報関連の労働組合で組織する私たちは、民主主義社会を支える「表現の自由」や「知る権利」を脅かす名古屋市長らの言動に抗議し、撤回を求めます。

中止に追い込まれた企画展は、日本社会で近年、各地で表現の場を奪われた作品を集め、なぜそのようなことが起きたのかを一緒に考える展示でした。河村市長は、国際芸術祭の開催に税金が使われていることを理由に、「あたかも日本国全体がこれ（少女像）を認めたように見える」と述べていますが、行政は本来、「表現の自由」の多様性を担保する立場です。公権力が個々の表現内容の評価に踏み込んでいけば、社会から「表現の自由」や「言論の自由」は失われてしまいます。

国際芸術祭の津田大介監督は開会前、「感情を揺さぶるのが芸術なのに、『誰かの感情を害する』という理由で、自由な表現が制限されるケースが増えている。政治的な主張をする企画展ではない。実物を見て、それぞれが判断する場を提供したい」と狙いを語っていました。日本社会の「表現の自由」の指標となる企画展が潰された事態を、私たちは非常に憂慮しています。また、民主主義社会をむしろ卑劣なテロ予告や脅迫を非難しない政治家たちの姿勢も問題です。

実物を見て、一人一人が主体的に判断できる環境をつくるのが筋だと考えます。私たちは企画展のメンバーや将来を担う表現者たちと連帯し、多様な表現・意見に寛容で、「表現の不自由展」が続けられる社会を取り戻すことを目指します。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）

「嫌韓」あおり報道はやめよう

2019年9月6日

他国への憎悪や差別をあおる報道をやめよう。

国籍や民族などの属性を一括りにして、「病気」や「犯罪者」といったレッテルを貼る差別主義者に手を貸すのはもうやめよう。

先月末、テレビの情報番組で、コメンテーターの大学教授が「路上で日本人の女性観光客を襲うなんていうのは、世界で韓国しかありませんよ」と発言した。他の出演者が注意したにもかかわらず、韓国に「反日」のレッテルを貼りながら、「日本男子も韓国女性が入ってきたら暴行しないといかん」などと訴える姿が放映され続けた。憎悪や犯罪を助長した番組の映像はいまなお、ネット上で拡散されている。

今月に入っても、大手週刊誌が「怒りを抑えられない韓国人という病理」という特集を組んだ。批判を浴び、編集部が「お詫びするとともに、他のご意見と合わせ、真摯に受け止めて参ります」と弁明したが、正面から非を認めることを避けている。新聞も他人事ではない。日韓対立の時流に乗ろうと、「厄介な隣人にサヨウナラ 韓国なんて要らない」という扇情的な見出しがつけられたこの週刊誌の広告が掲載されるなど、記事や広告、読者投稿のあり方が問われている。

日韓対立の背景には、過去の過ちや複雑な歴史的経緯がある。それにもかかわらず、政府は、自らの正当性を主張するための情報発信に躍起だ。政府の主張の問題点や弱点に触れようとすると、「国益を害するのか」「反日か」と牽制する政治家や役人もいる。

でも、押し込まれないようにしよう。

「国益」や「ナショナリズム」が幅をきかせ、真実を伝える報道が封じられた末に、悲惨な結果を招いた戦前の過ちを繰り返してはならない。そして、時流に抗うどころか、商業主義でナショナリズムをあおり立てていった報道の罪を忘れてはならない。

私たちの社会はいま、観光や労働の目的で多くの外国籍の人が訪れたり、移り住んだりする状況が加速している。また、来年にはオリンピック・パラリンピックが開催され、日本社会の成熟度や価値観に国際社会の注目が集まる。排外的な言説や偏狭なナショナリズムは、私たちの社会の可能性を確実に奪うものであり、それを食い止めることが報道機関の責任だ。

今こそ、「嫌韓」あおり報道と決別しよう。

報道機関の中には、時流に抗い、倫理観や責任感を持って報道しようと努力している人がいる。新聞労連はそうした仲間を全力で応援する。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

日韓両国のメディア労働者共同宣言

事実に基づいた報道で、

国境を越えて平和と人権が尊重される社会を目指そう

2019年9月28日

政治的な対立から、日韓両国のさまざまな交流にも影響が出ている状況を受け、新聞労連、民放労連、出版労連などが加盟する「日本マスコミ文化情報労組会議（通称M I C）」と韓国のメディア労働者の集まりである「言論労組」が共同宣言を発出しました。

日韓双方のメディア労働者が、ナショナリズムを助長することなく、事実に基づいた報道を行うことによって、平和と人権が尊重される社会を目指すものです。この共同宣言を基礎にしながら、M I Cと言論労組は、日韓のメディア関係者の交流を進めていく予定です。

日韓両国のメディア労働者共同宣言

—事実に基づいた報道で、国境を越えて平和と人権が尊重される社会を目指そう—

歴史問題に端を発した日韓両国の政治対立が、さまざまな分野での交流を引き裂き、両国の距離を遠ざけている。

歴史の事実に目を背ける者に、未来は語れない。

過去の反省なしには、未来を論じることはできない。

排外的な言説や偏狭なナショナリズムが幅をきかせ、市民のかけがえのない人権や、平和、友好関係が踏みにじられることがあってはならない。いまこそ、こつこつと積み上げた事実を正しく、自由に報道していくという私たちメディア労働者の本分が問われている。

今日、日本の「マスコミ文化情報労組会議」と韓国の「全国言論労働組合」に集うメディア労働者たちは、平和と人権を守り、民主主義を支えるメディアの本来の責務をもう一度自覚して、次のように宣言する。

一、我々は今後、あらゆる報道で事実を追求するジャーナリズムの本分を守り、平和と人権が尊重される社会を目指す。

一、平和や人権が踏みにじられた過去の過ちを繰り返すことがないよう、ナショナリズムを助長する報道には加担しない。

日本マスコミ文化情報労組会議
韓国 全国言論労働組合

NHKの自主・自律の放送を守るために

2019年10月10日

かんぽ生命保険の不適切販売を報じたNHKの「クローズアップ現代+」をめぐる、日本郵政グループの抗議を受けて、番組続編の放映が見合わされたり、視聴者にツイッターで情報提供を呼びかけた動画が削除されたりしたことが明らかになりました。この番組は、高齢者を中心に不適切な販売を巡るトラブルに巻き込まれている事態に警鐘を鳴らすものでした。放映内容を受けて、自らの組織で起きている問題を直視するどころか、総務次官経験者の幹部らが抗議や取材拒否に走り、番組に圧力をかけた日本郵政の対応は、「報道の自由」と市民の「知る権利」を著しく侵害するものであり、容認することはできません。

一連の問題のなかで、見過ごすことができないのは、NHK経営委員会（石原進・経営委員長）が上田良一NHK会長に厳重注意を行ったことです。放送法第32条で禁止している個別の番組編集への関与に抵触しかねない行為です。経営委員の説明によると、意見が割れて経営委員会としての議決もしなかったにもかかわらず、注意に踏み切っており、放送法第41条で経営委員長に義務づけられている議事録の作成と公表も怠っていました。

石原経営委員長は「視聴者目線に立った」と説明していますが、視聴者を含めた市民に深刻な被害をもたらした事象を報道し、社会と共有する姿勢にこそ、視聴者目線が意識されるべきです。NHKの職員でつくる日本放送労働組合（日放労）が9月27日の中央委員長見解で、「一般の『視聴者目線』からすれば、経営委員会に直接訴える回路を持ち得ていれば、NHKに影響を強く及ぼしうる可能性があるとの疑念を抱かれかねない」と指摘していますが、まさに同感です。

経営委員会は、日本郵政の主張に同調して、NHK執行部のガバナンスを問題視するのではなく、経営委員会自らのガバナンスを改善し、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」（第1条）などを目指した放送法のルールをしっかりと守るよう強く求めます。

また、上田会長をはじめとするNHK執行部には、日本郵政や、放送法を逸脱した経営委員会の要求に対してどのように対応したのかについて、教訓も含めて誠実に語る必要があります。メディアの自律性に国内外の厳しい視線が注がれるなか、私たち報道機関で働くメンバーは、「報道の自由」を守る不撓の努力と、市民に理解を得る取り組みが欠かせません。公共放送を担うNHK職員が不当な圧力に屈することなく、安心して自主・自律の放送に取り組める環境整備を求めます。我々も共に切磋琢磨していきたいと思えます。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

MIC 意見書

ハラスメント防止策の強化に関する要望書

2019年10月17日

新聞労連、民放労連、出版労連などメディア関連労組でつくる「日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）」は10月17日、ハラスメント防止対策の強化を求める意見書をまとめ、厚生労働大臣と労働政策審議会の雇用環境・均等分科会の委員に提出・送付しました。MICが4～5月に、就職活動中の学生などを含めたあらゆる職場・業界の人を対象に実施したアンケート結果では、「不適切な相談」が新たな「二次被害」を生み、被害を拡大させている実態が浮かび上がってきました。泣き寝入り常态化していた財務事務次官のセクシュアルハラスメント問題以前の社会に後戻りさせないための仕組み作りを求めています。

ハラスメント防止対策の強化に関する要望書 —被害者が不利益にならない確実な救済制度構築を—

2019年10月17日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様
労働政策審議会
雇用環境・均等分科会委員各位

日本マスコミ文化情報労組会議
議長 南 彰

(新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労)

日頃より、あらゆる人が働きやすい環境の確立に向けて尽力されている皆さまの活動に心より敬意を表します。

さて、今年の通常国会でパワーハラスメント防止法等が成立し、また、6月の国際労働機関（ILO）の総会では、「仕事の世界における暴力とハラスメント（いじめ、嫌がらせ）の根絶」に関する条約（ハラスメント禁止条約）が日本政府も賛成する形で採択されました。

日本はこれまで、ハラスメント問題への取り組みが遅れていましたが、国内外の二つの動きは、当事者たちが声を上げ、社会や政府などを動かして手に入れたかけがえのない第一歩です。条約の批准に向けて、その前提となる国内法整備について、この秋の労働政策審議会での議論でフリーランス・自営業者（多くの芸能人を含む）への保護を中心に実効性の高い対策を進めていかなければなりません。

メディア・文化・情報関連の職場で働く労働者がつくる「日本マスコミ文化情報労組会議」（MIC）では、昨年4月の財務事務次官によるテレビ朝日記者に対するハラスメント問題を受け、特にセク

シュアルハラスメントに関する実態調査を重ねています。

「メディア業界が足元で起きているハラスメントに向き合っていないために、被害を受けても泣き寝入りを強いるような社会をつくってしまったのではないか」という反省のもと、今春には、職域を越えた院内集会「いま、つながろう セクハラのない社会へ」を開き、職域横断のセクシュアルハラスメントアンケートも実施しました。

1061人から回答を得たこの職域横断のアンケートからは、勇気を出して相談した場で傷付けられて失望し、追い詰められていく被害者の実態が浮かび上がっています。

相談を受けた人事担当者や上司、相談窓口の対応が不適切なケースも多く、「隙があったのでは?」「誤解を与える言動があったのでは?」などと被害者側の過失を問われたり、いわれのない噂をたてられたりするなど、被害者の方が職場に居づらくなるケースも散見されました。中には、調査もせず放置したり、被害が認められても、加害者を処分せず昇進させたりしているケースもあります。

不適切な相談が新たな「二次被害」を生み、被害を拡大させているといっても過言ではありません。また、加害者が被害者よりも役職や関係性において優位な立場にすることが多いなか、組織のなかにおいて加害者をかばう対応も繰り返されています。こうした構造が、ハラスメント被害に遭った人のうち、実際に相談・通報をした人がわずか27.3%にとどまったという実態につながっています。公平で、実効性のある救済をすべての人に担保するために、第三者機関などによる相談窓口や救済機関の監視・チェックが必要です。また不適切な対応だった場合、外部や第三者機関が対応できる仕組みが必要です。

私たちはいま、泣き寝入りが常態化していた財務事務次官問題以前の社会に後戻りさせてしまうのか否かの岐路に立たされているという危機感を持っています。せつかく声を上げ始めた被害者たちが、絶望して再び沈黙を強いられる状況にならないような取り組みを進めていかなければなりません。

長い年月を経ても、被害のトラウマが残り、記憶から消すことが難しいのがハラスメントの特徴です。被害そのものから及んだダメージだけでなく、訴えても被害を放置され、バッシングされるなど、その後の対応に傷つき、就労不能に陥り、休職や離職に追い込まれた仲間もいます。戻りたくても戻れず、収入を失い、健全な社会生活の継続が出来なくなるケースも存在します。被害者の尊厳を著しく傷つけるだけでなく、経済的打撃も与えるのです。経営側にとっても大切な人材を失い、企業ブランドにも傷がつくことは大きな損失です。加害者も被害者も出さないことが経営側の責務です。立法、行政、司法などの公的機関も当然、その重い責務を負っています。

グローバルな人権問題であり、健康や労働への参画などにも影響するハラスメント問題に対する実効性のある法整備は急務です。「ハラスメントのない社会」の実現に向けて、厚労省及び貴分科会において、下記の事項に積極的に対応していただくよう要望します。

— 記 —

●国会の付帯決議の速やかな具体化

今年の通常国会でパワーハラスメント防止法案などが成立した際に、衆参各院の厚生労働委員会で行った付帯決議では、「ハラスメントのない社会」の実現に向けて早急に取り組むべき課題が整理されています。国権の最高機関が全会一致で示した意思を重く受け止め、速やかな具体化を求めます。

● 「第三者」からの被害やフリーランス・就職活動生などを保護対象に

「顧客」や「取引先」「取材先」は業務遂行上の必要からやむを得ず付き合っている相手で、「職場」という概念の領域です。これは厚生労働省の男女雇用機会均等法のマニュアルなどにおいても示されてきた考え方です。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）のセクシュアルハラスメントに関するアンケートでも、「第三者」から被害を受け、「仕事に支障が出るかもしれないから」などの理由で泣き寝入りしている実態が浮き彫りになりました。経営側の事後措置義務が発生し、被害者が保護されることを明確にするため、業務上のハラスメントの「加害者」として、「顧客、取引先、取材先など」の第三者を明記して、経営側が措置を行うことを明文化するよう求めます。また、経営側が保護する「被害者」の対象には、フリーランスや就職活動中の学生、教育実習生、研究者等なども含めるよう求めます。

協同組合日本俳優連合、一般社団法人プロフェッショナル・パラレルキャリア・フリーランス協会、MICフリーランス連絡会が19年9月9日に厚労省及び貴分科会へ提出した「フリーランスへのハラスメント防止対策等に関する要望書」についても、MICとして支持しています。国会の付帯決議に沿って、対策を進めることを強く求めます。

●被害者の相談・救済体制の強化

セクシュアルハラスメントを中心に、ハラスメント行為が認知されても、「被害者が加害者を陥れようとして訴えた」などという誤解や偏見が生まれ、バッシングをされるなどの二次被害を受けるケースが後を絶ちません。そのために職場の人間関係が損なわれ、被害者が精神的に追いつめられて退職するケースもあります。

ハラスメントは身体的・精神的ダメージを伴う人権侵害であり、休職や離職などの経済的な打撃を招く危険もあります。被害者が通常の社会生活や業務に戻るには、加害者の業績や人柄などのフィルターを排除し、ハラスメント行為事実のみに目を向けた被害者ファーストの迅速かつ丁寧な調査・判断による、加害者への客観的な処分がなにより重要です。ほかにも加害者から被害者に対する謝罪や賠償などのけじめが必要ですが、企業内の調査で「加害行為」と「被害」の判断をあいまいにして被害者を異動させる、あるいは加害者と被害者の両者を異動させるという、被害者にとって不利益な人事措置で解決を図ろうとする対応もたびたび起きています。「事後措置義務」を規定し、被害者の相談・救済体制を強化することを求めます。

現状では、従業員規則など社内規定に基づいて、ハラスメントの実態を調査・認定し、人事処分などの意思決定を行う機関における男性の割合が高い状況にあります。特にセクシュアルハラスメントの調査・認定・処分決定は、男性のみに偏ると、男性の感覚で処理をしがちで、多くの場合は女性である被害当事者の声が届きにくいのが実態です。事後の人事措置を行う社内機関のジェンダー比率も均等を目指して見直しを義務化するよう求めます。

●加害者への対応（罰則強化など）

ハラスメント行為が認定されても、加害者に対しては従業員規則などに基づく懲戒処分を行うか、雇用など生活全般にわたる影響を避けるためにあいまいな判断をくだすかという、二者択一になりがちで、労働組合でも対応に苦慮しているケースがあります。また、ハラスメントの加害・被害の有無をう

やむやみにして終わらせた場合、加害者側にハラスメント行為の自覚がないまま、別の職場で加害を繰り返す事例も数多く起きています。

特にセクシュアルハラスメントに関して、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号、最終改正・平成28年8月2日厚生労働省告示第314号）において、「職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと」と規定されていますが、現状、措置が適正に行われなため、被害者が泣き寝入りしているケースが散見されていることはアンケート結果でも明確です。より実効性を高めるため、国家公務員を対象にした人事院規則のような形で処分の目安に関する規定を各事業主に設けさせることを指針上義務付けることを求めます。

また、被害と加害のこれ以上の負の連鎖を止めるために、加害者への処分制度として「加害者への教育的指導」を取り入れ、それに対する基本的姿勢や必要性を法律で規定するよう求めます。また、その教育的指導を行うために、早急に政・労・使によるセクシュアルハラスメントなどのハラスメント防止教育プログラムの研究、制度実施をサポートするための専門機関設置や更正プログラム作成と導入を規定するよう求めます。

セクシュアルハラスメントの加害の中には、被害者への執着から加害に結びつくストーキングや加害者側が無自覚に権利侵害を行っているケースもあります。そうした場合、加害行為をやめさせようと加害者に口頭や文書、処分などを講じて指摘・指導しても、加害者側の自覚につながりにくく、加害が繰り返されるケースがあります。繰り返されるセクシュアルハラスメントに対して、雇用側が処分しあぐねている間に被害は拡大していきます。様々な形態のセクシュアルハラスメントに応じた対策が求められており、対策を講じるための研究を進め、効果的な対応策を広く周知することを求めます。

●性暴力やセクシュアルハラスメントの証拠採取の強化

セクシュアルハラスメント被害のなかには、強制性交・準強制性交、強制わいせつ罪の事案も含まれていますが、密室で証拠がないことを理由に、経営側が適切な処分を行わない事例があります。被害者は「訴えても何も変わらない」と泣き寝入りし、加害者が再犯を繰り返す一因です。性暴力やセクシュアルハラスメント被害者の対応は各都道府県の警察などの裁量によって異なっており、証拠を採取できるレイプキットや技術が産婦人科や救急病院などにもあることも広く知られず、十分な証拠採取に至っていない実態があります。これでは被害は減りません。性暴力やセクシュアルハラスメントの証拠採取について、国がレイプキット、専門カウンセラー、セカンドレイプにならない聞き取りができる警察官・看護師・助産師の育成など証拠採取に関する予算などの万全の措置を講じ、配置・配布される場所を周知するよう求めます。

●包括的な法規制の整備

日本では現在、男女雇用機会均等法などで、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントが限定的に規制されていますが、職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）全般を規制する法律がありません。各種ハラスメントは、個々の明確な区分が難しく、複合的な事案として発生することも多いので、法律ごとに監督行政が縦割りにならないよう、相談窓口の設置や予防対策など、総合的に行うことが求められています。このため、セクシュアルハラスメント、パワ

ーハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメント、家事労働を含めたあらゆる労働の場でのハラスメント行為を包括的に禁止する法律を制定することを改めて求めます。

また現状は、セクシュアルハラスメントを含め、どのような行為がハラスメントにあたるのかについて、法的に明確な基準がありません。このため、労働局は被害者が求めている違法性の認定に踏み込まず、企業内での調査でも、加害者と被害者の「受け止め方の違い」で処理されたり、「事を荒立てないように」と経営側に都合のよい解釈で扱われたりするケースが後を絶ちません。

国を挙げてのハラスメントの実態調査の実施や過去の判例などに基づいて、職場におけるハラスメントの種類や判断基準、禁止行為などを明確に禁止することを求めます。

MIC 声明

「公益性」を追加した助成金ルールの撤回を求める

2019年10月28日

日本社会はいま、公権力の恣意的、独善的な判断によって、憲法に基づいた自由な文化・芸術活動が危機にさらされている。

文化庁所管の独立行政法人「日本芸術文化振興会（芸文振）」が、映画『宮本から君へ』への助成金交付を7月に取り消していたことが発覚した。

その理由は、出演者の1人であるピエール瀧さんが麻薬取締法違反で有罪判決を受けたこと。映画の内容は薬物使用と全く無関係にもかかわらず、芸文振は「国が薬物使用を容認するようなメッセージを発信することになりかねない」と主張して、交付取り消しの判断を下した。さらに芸文振は9月27日、その判断を正当化するように芸術文化振興基金の助成金交付要綱に「公益性の観点」を追加。「公益性の観点」から助成金の交付が「不相当と認められる」場合には、交付内定を取り消すことができるようにした。

定義が明記されていない「公益性」というあいまいな基準が拡大されると、公権力の恣意的な判断がまかり通るようになり、「検閲」につながる恐れがある。実際、芸文振は今回、ピエール瀧さんの出演シーンを「カットするなど編集できないか」と作品内容に介入しようとし、制作会社が「完成した作品の内容は改変できない」と断ると、1000万円の助成金不交付に踏み切った。改訂された交付要綱の内容は、舞台芸術、美術など映画以外の領域にも影響し、日本の文化・芸術にとって由々しき事態だ。メディア・文化・情報関連の職場で働く労働者がつくる「日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）」として、憲法21条で保障された「表現の自由」を脅かす芸文振の一連の対応に抗議するとともに、「公益性」を追加した交付要綱の撤回を求める。

芸術文化振興基金は1990年、国際的に見て脆弱な文化予算を改善するために民間出資を入れて創設されたものだ。文化芸術基本法では、基本理念の筆頭に「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない」（同法第2条）と「自主性」を掲げており、提案者は法案審議の中で、「文化芸術活動における『表現の自由』ということは極めて重要なもので、憲法第21条で保障されている権利。法律案は、表現の自由を直接は明記してはおりませんが、文化芸術活動における表現の自由の保障という考え方を十分にあらわしている」（自民党の斉藤斗志二氏、2001年11月21日の文部科学委員会）と約束していた。

芸文振の一連の対応は、憲法や立法の精神を踏みにじるものだ。また、制作段階では予測できない事情をもって公的助成が左右されるようになれば、安心して制作活動に取り組むことが難しくなる。

文化芸術活動への補助金については、文化庁も9月26日に国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」への補助金の全額不交付を決めた。テロ予告などの不当な脅迫・攻撃から芸術祭を守ることに力を注ぐのではなく、「来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにもかかわらず、それらの事実を申告することなく採択の決定通知を受領した」（文化庁）と一方的な判断を下した。

こうした公権力による恣意的、独善的な判断が続いては、日本社会において権力におもねらない自由な表現、文化・芸術活動が狭められる。

MICは表現の自由を無視した公権力のあり方に対峙するとともに、公権力に屈せず「表現の自由」を守る人たちを応援する。

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)

(新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、
映演労連、映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労)

被害者中傷ヤジ 長崎市議会に抗議

2019年11月1日

新聞労連は11月1日、長崎市幹部による取材中の記者に対する性暴力事件に関連して、長崎市議会での質疑中に被害者を貶めるヤジがとんだことに対して、長崎市議会の佐藤正洋議長に抗議し、早急にヤジをとばした市議を特定し、被害者に謝罪するよう求めました。議長に渡した文書は以下の通りです。

2019年11月1日

長崎市議会議長
佐藤 正洋 様

長崎市幹部による性暴力訴訟原告代理人

中野 麻美
角田由紀子
中舗 美香
太田久美子

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

市議会でのヤジに対する抗議と調査要請

拝啓

日頃より「長崎を最後の被爆地とするため」に、世界恒久平和の実現と核兵器のない未来の構築に向けてご尽力されている貴職と長崎市議会に敬意を表します。

さて、平和と人権の尊重を大切にする長崎市政において、2007年7月、原爆被爆対策部長が取材中の女性記者に性暴力を振るう事件を起こしました。被害者の人権救済申立を受けた日本弁護士連合会が、それを「人権侵害」と認定し、謝罪や再発防止を長崎市に勧告しているにもかかわらず、市が12年ものあいだ不誠実な対応をとり続けるため、被害者はやむなく本年4月に提訴に踏み切りました。

ところが、本年7月1日の市議会一般質問において、池田章子市議が一連の市の対応について問いただしていた際、議員のなかから「被害者はどっちか」などのヤジが飛びました。

このような議員のヤジは、被害者側に落ち度があるかのような言説を流して二次被害を引き起こした長崎市幹部の行動と同じであり、被害者の尊厳を今なお著しく傷つけるものです。被害者の代理人及び被害者が所属する労働組合として、これは看過できないものであり、市議会に対し、強く抗議します。

人権侵害に無頓着なこのような市議の存在が、長崎市の不誠実な対応を許し続ける要因になっています。一刻も早く、議会としてヤジを飛ばした市議を調査して特定し、発言を撤回させ、被害者に謝罪するよう強く求めます。

以上、よろしく願いいたします。

敬具

日韓言論労働者共同声明

東アジアの言論・表現の自由を守るため

市民の自由を弾圧する香港政府に抗議する

2019年11月25日

香港において、基本的人権の尊重と民主化を求める市民の行動が、香港政府によって弾圧されている。

香港政府は、武器を持っていない市民に対し、実弾を撃つという異常な行為を繰り返している。警官隊が大学構内に突入してデモ活動を鎮圧し、学生を身柄拘束する事態も起きた。死傷者も出ている。市民による民主的な意見表明の機会を剥奪しながら、抗議活動だけに混乱の責任を押しつけるのは不公正である。香港政府は即刻、市民に対する暴力をやめ、市民との平和的な対話の努力を重ねるべきだ。

そもその発端は、香港政府が刑事事件の容疑者を中国本土に引き渡すことに道を開く「逃亡犯条例」の改訂に踏み切ろうとしたことだ。一党独裁の中国政府が人権抑圧に使っている司法制度が香港に入り込む事態に抗い、市民の人権と自由を守るため、香港市民はデモなどで必死に訴えている。その訴えは普遍的なものであり、香港政府と中国政府が、香港市民の行動を力で押さえつけることは決して許されない。

香港で起きていることは、私たちにとって決して他人事ではない。

韓国では李明博・朴槿恵政権において、「公正な報道」を求めるメディア労働者が起訴されるなどの弾圧が行われた。日本でも安倍政権において、沖縄で米軍施設建設に抗議する市民が長期間拘留されたり、市民の強制排除を取材中の記者が拘束されたりすることがあった。

私たち日韓両国のメディア労働者は、あらゆる報道で真実を追求するジャーナリズムの本分を守り、平和と人権が尊重される社会を目指している。両国のメディア労働者が力を合わせ、東アジア地域において、言論の自由、表現の自由を守り抜いていくことをここに誓う。

日本マスコミ文化情報労組会議
全国言論労組

オープンな首相記者会見を求める

2019年12月2日

国の税金を使って、首相が主催する「桜を見る会」をめぐる疑惑が深刻化している。

政権幹部らの後援者を大量に招待して「私物化しているのではないか」という問題に加え、マルチ商法で知られる「ジャパンライフ」の元会長が招待されたり、反社会的勢力の関係者が参加したりしていた疑惑まで浮上している。

政府は、公文書である招待者名簿を廃棄したことを盾に説明を拒んでいるが、税金の使われ方は、民主主義の根幹にかかわる。政府は、国民から預かった税金を公正に使用していることを説明する責任を負っており、今の政府の姿勢はその責任を放棄していることにほかならない。政府は、電子データの復元などあらゆる手段を講じて、国民・市民の疑問に答えるべきである。

とりわけ、主催者であり、多くの招待客を招いている首相の説明責任は重い。

安倍首相は11月15日に記者団のぶら下がり取材に応じ、「桜を見る会」前夜に行われた後援会の懇親会費について、政治資金収支報告書に記載のないことは「政治資金規正法上の違反には当たらない」と主張した。しかし、明細書などの合理的な裏付けは示されず、その後、記者団が投げかけている追加の質問にもほぼ応じていない。

また、15日に官邸で行われたぶら下がり取材は、開始のわずか約10分前に官邸記者クラブに通知されたものだった。今回の問題を取材している社会部記者や、ネットメディア、フリーランスなどの記者の多くは参加することが困難で、公正さを欠く取材設定だった。

新聞労連は2010年3月に「記者会見の全面開放宣言」を出している。そのなかで示した「質問をする機会はすべての取材者に与えられるべきだ」との原則に基づく記者会見を開き、説明責任を果たすことを求める。記者クラブが主催する記者会見の進行を官邸側が取り仕切ることによる問題が近年相次いでいる。公権力側が特定の取材者にだけ質問を認めたり、一方的に会見を打ち切ったりするなどの、恣意的な運用のない状態で、オープンな首相の記者会見を行うべきである。

また、多岐にわたる疑惑を確認するには、十分な質疑時間の確保も必要だ。報道機関の対応にも厳しい視線が注がれており、報道各社は結束して、オープンで十分な時間を確保した首相記者会見の実現に全力を尽くすべきだ。

2011年に民主党政権の菅直人内閣が平日に官邸で行われていたぶら下がり取材を中止して以降、首相に対する日常的な記者の質問の機会がなくなった。記者会見の回数も減少している。官邸の権限が増大する一方で、説明の場が失われたままという現状は、民主主義の健全な発展を阻害する。国民・市民の疑問への十分な説明を尽くすと共に、今回の事態を契機に、首相に対する日常的な質問機会を復活するよう求める。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

MIC 声明

テレビ朝日「報道ステーション」スタッフ契約打ち切りによる 「番組解体」を許さない

2020年1月10日

テレビ朝日が昨年末、番組リニューアルを理由に、報道番組『報道ステーション』の社外スタッフ約10人に対し、契約終了を通知しました。スタッフの声に耳を傾けず、「人心一新」という一方的な理由で契約終了を宣告するのは、真摯に番組制作に取り組んできた労働者の権利と尊厳を踏みにじる行為であるとともに、10年前後の経験豊かなスタッフの大量排除は、事実上の番組解体にもつながるものです。メディア関連労組として決して容認できません。テレビ朝日に契約終了通知の撤回を求めます。

今回、契約終了を一方的に通告されたスタッフは、ニュース担当のディレクターを務めていました。中東情勢や沖縄の基地問題、原発、災害、事件報道などに精通したメンバーです。番組の中核スタッフとして、時に政治権力などからの圧力を受けながらも、政治や社会の問題点に斬り込む日本有数の報道番組を支え、日本のジャーナリズムを体現してきました。テレビ朝日は「新たな雇用先を確保する」と説明していますが、今回の強引な労務政策は、番組スタッフ以外にも不安を広げています。すでにショックで体調を崩した人も現れていますが、放送現場で働くすべての人々のモチベーションに極めて深刻な影響を及ぼすことになりかねません。とりわけ、メディア関連労組として、雇用不安がジャーナリズムの萎縮に繋がることを危惧しています。

『報道ステーション』において昨秋、テレビ朝日社員であるチーフプロデューサーだった桐永洋氏らによるセクシュアルハラスメントの問題が発覚しました。雇用契約上、立場の弱い社外スタッフに対するハラスメントもありました。そうした問題が起きた後に、テレビ朝日取るべき対応は、加害者を厳罰に処したうえで、スタッフたちをしっかりと守ることで、「人心一新」といって、社外スタッフの入れ替えが強行されれば、「声を上げると不利益を被る」という誤ったメッセージとなりかねません。

テレビ朝日は民放労連が「撤回」を求める委員長談話を出した後も「派遣切りには該当しないと考えている」などと主張しています。しかし、そうした詭弁を弄する報道機関が今後、リーマンショック後の派遣切りのような雇用に関する社会問題や、ジャーナリズムの危機をきちんと報道することができるのでしょうか。テレビ朝日には、社内外に不安と不信を与えた一連の対応を反省し、契約終了通知を速やかに撤回するとともに、しっかりと健全な報道番組を守っていくことを強く求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC)

(新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労)

MIC 宣言

日本の報道を支えるスタッフを守るために ～緊急院内集会「報ステ」を問う集会宣言～

2020年2月13日

いま、日本のジャーナリズムを担う優れた番組制作者が、報道の仕事を奪われようとしています。テレビ朝日『報道ステーション』で、現代社会のさまざまな問題取材し、問題提起を続けてきたベテランの派遣ディレクターたち十数人が「今年3月いっぱい契約を打ち切る」とテレビ朝日から通告されました。いずれも長年、番組を実質的に支えてきたディレクターたちです。テレビ朝日労働組合の働きかけでテレビ朝日が約束したはずの「新しい仕事先の紹介」も進んでおらず、まだ多くの人の行き先が定まっていません。

報道の仕事に携わる者は、政治権力など取材相手との関係などで緊張や覚悟を強いられる厳しい局面にしばしば直面します。そうした時に大事な支えとなるのは、スタッフの立場を守るべきメディア企業や担当番組への信頼感です。ところが、企業や番組の責任者が「番組リニューアル」などという一方的な理由でスタッフの雇用不安をかき立てるようなことをしていたら、現場で体を張って取材・報道に努めようとする熱意やモチベーションが保てるのでしょうか？そうした番組制作者が不安を抱え、意欲を削がれてしまえば、「権力監視」という報道機関の社会的使命は到底果たせなくなります。

国内外で権力者による虚偽ない交ぜで、自己都合に満ちた一方的な発信が強まるなか、公共の電波を使うテレビには、その真偽を見極めて警鐘を鳴らしたり、より深く問題を掘り下げて社会に波紋を投げかけるような迫力ある調査報道が求められています。そして、そのためには十分な知識と経験を備えた熟練のスタッフが不可欠です。

今回のスタッフ契約終了問題は、放送局の都合でいとも簡単に仕事を変えられてしまう、放送業界における多重構造の問題を改めて露呈させました。とりわけ、昨秋、チーフプロデューサーのセクシュアルハラスメントが発覚した後に、テレビ朝日取るべき対応は、加害者を厳罰に処したうえで、スタッフたちをしっかりと守ることで、「人心一新」といって、社外スタッフの入れ替えが強行されれば、「声を上げると不利益を被る」という誤ったメッセージとなりかねません。

本日の院内集会に集まった私たちは、このような日本の報道・ジャーナリズムの現状を憂慮し、その改善をはかるために、実力のあるスタッフが安心して働くことができ、十分に力を発揮できる環境づくりをメディア企業に強く求めます。また、スポンサー企業にもそうした後押しを求めます。その第一歩として、テレビ朝日には派遣スタッフ契約終了を撤回することを、重ねて要求します。

MIC 声明

ハラスメント報道を妨げる高裁判決を許さない

～ジャパンビジネスラボ「マタハラ」事件～

2020年2月17日

昨年11月、東京高等裁判所第8民事部（阿部潤裁判長）が、育児休業明けに契約社員にされた原告女性の正社員復帰を認めず、雇止めとしたジャパンビジネスラボの不当な取り扱いをそのまま追認する判決を言い渡した。その理由として高裁判決は、原告女性がハラスメントの証拠として会社で録音した会話をメディアなど外部の関係者に提供したことなどを指摘して、会社との信頼関係を破壊する行為を繰り返したとして雇用継続を期待できない十分な理由があると認定している。

これは、憲法が保障する取材・報道の自由によって仕事を成り立たせている私たちメディア労働者として、看過できない重大な問題だ。確かな証拠に基づく正確な報道を心がける私たちにとって、現場での録音・録画は貴重な情報源であり、裁判における証拠としても極めて重要な位置づけを持つものである。企業に対して立場の弱い労働者が身を守る数少ない手段として、ハラスメントの現場などにおける録音がある存在などの立証に活用されている現状を鑑みれば、高裁判決は、ただでさえ泣き寝入りをしがちな労働者の権利行使をさらに困難にし、メディアが体現する「市民・国民の知る権利」の保障にとっても大きな障害となるだろう。

さらに高裁判決は、原告女性が一審提訴時に記者会見で述べた内容について、会社に対する名誉棄損だと認め、司法が自ら雇止めを有効と判断し、労働契約そのものを断ち切られた一個人に高額の損害賠償まで命じている。こうした判断がまかり通れば、提訴時に記者会見で自己の主張を訴えようとする労働者はいなくなり、労働問題の報道に著しい障害をもたらしかねない。取材・報道の自由、そして市民・国民の知る権利を大きく後退させるおそれがある。

出産・育児における労働者の保護、職場におけるハラスメントの防止という重要な社会的問題に対して、およそ時代錯誤としか考えられない、このような由々しき司法判断を許すわけにはいかない。

報道・ジャーナリズムの観点からも到底容認できない不当な高裁判決は、最高裁において直ちに破棄・差し戻しとされるべきである。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）

MIC 声明

市民の自由や集会・報道の自由を脅かす

新型コロナ対策特別措置法に反対する

2020年3月10日

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、安倍政権は3月10日、「緊急事態宣言」が可能となる新型コロナウイルス等対策特別措置法の改正案を国会に提出しました。13日までに成立させることを目指しています。

この法案は、首相が「緊急事態」を宣言すれば、都道府県知事が、外出の自粛や、学校やイベント会場の使用制限などを要請することができるようになります。要請に応じない場合は「指示」に踏み切ることもできます。また、一定条件を満たせば所有者の同意なく土地や建物の強制使用も可能になる強い規定もあります。さらに「指定公共機関」に日本放送協会（NHK）を明記し、新型コロナ対策の責務を負わせ、首相や都道府県知事が指示を出せる対象にしています。指定公共機関は「公益的事業を営む法人の中から政令で定めることができる」と政府の判断で追加も可能になっています。

報道機関は自らの判断に基づき必要な報道を行うものであり、政府や自治体が適切に権限を行使し、正確に情報を発信しているかなどを監視する社会的使命があります。その報道機関に法律上の責務を負わせることは、権力監視機能を損なわせる恐れがあります。また、施設利用制限の条項を使って、政府対応の問題点を市民が話し合い、改善を求めるための集会まで中止に追い込まれる危険性があります。あいまいな要件で「集会の自由」や「報道の自由」、国民・市民の「知る権利」を脅かし、憲法で保障された基本的人権の侵害につながりかねない法案であり、メディア関連労組として容認することはできません。

そもそも、1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認された後、政府は場当たりの対応を続け、安倍首相は専門家の意見も聞かずに、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全国一斉臨時休校を打ち出すなど、合理的な根拠と透明性に著しく欠ける意思決定を重ねています。そうした政府に対して、公文書やエビデンスに基づいた説明責任の担保をつけずに、幅広い裁量のお墨付きを与えることは非常に危険です。

実効性と民主的なプロセスを両立する新型コロナウイルス対応の実現に向けて、国会での法案審議が行われることを強く求めます

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）

十分な時間を確保したオープンな首相記者会見を求める

共同声明

2020年3月18日

新型コロナウイルスの感染拡大防止策の説明として開かれた2月29日の安倍晋三首相の記者会見をめぐり、市民の疑問を解消できない会見の問題点を指摘し、「十分な時間を確保したオープンな首相記者会見」を求めるネット署名を3月5日から呼びかけたところ、わずか1週間で3万人を超える賛同署名が集まりました。

第1弾として3月12日に2万8185人の賛同署名簿を首相官邸に提出しましたが、1300ページ以上にわたる署名簿は、現在の首相記者会見に対する国民・市民の不信・不満を強く反映した結果です。国内外から追及不足を批判された内閣記者会（官邸記者クラブ）に所属する新聞・通信・テレビの19社にも同様の署名簿を送付しました。

その2日後の3月14日に開かれた首相会見では、質疑を打ち切ろうとした官邸側に対して、「まだあります」「総理、総理、これ会見と呼べますか」といった多くの声が記者側から上がり、質疑が続行されました。事前の質問通告を拒み、代わりに「質問が尽きるまで会見を行い、フリーの記者も含めて公平に当てるよう求めた」と明らかにする報道機関も現れるなど、一定の改善が見られました。

しかし、安倍首相は「予定時間」と伝えてきた20分間を上回る21分間も演壇脇のプロンプターに映る原稿を見ながらの冒頭演説に費やしました。主催権は記者会側にあるにもかかわらず、官邸側が質疑者や順番を決め、最終的に質疑を打ち切りました。答弁が不十分でも再質問は慣例的にできず、会見の主導権を官邸側に握られた状態がいまも続いています。

私たちは今回の署名で、全国の主要な新聞・通信・テレビなどが加盟する独立組織の「日本記者クラブ」を活用して、再質問も行える十分な質疑時間を確保し、雑誌やネットメディア、フリージャーナリストも含めた質問権を保障した首相記者会見を行うよう求め、日本記者クラブにも申し入れました。メディア側の主体性が信頼回復に不可欠だからです。日本記者クラブは3月17日の企画委員会で安倍首相に会見要請することを決めました。安倍首相は早期にこの要請に応じて下さい。そして、日本記者クラブも質疑者を会員に限定せず、オープンな記者会見として実現するよう求めます。

記者が様々な角度から質問をぶつけ、見解を問いただすことは、為政者のプロパガンダや一方的な発信を防ぎ、市民の「知る権利」を保障するための大切な営みです。それにもかかわらず、2011年3月の東日本大震災以降、日常的に首相が記者の質問に応じる機会がなくなりました。特に例年3月末に新年度予算が成立した後は、首相が国会で説明する機会も急減します。官邸の権限が増大する一方で、説明の場が失われたままという現状は、民主主義の健全な発展を阻害しています。

新型コロナウイルス対策に限らず、「桜を見る会」や森友学園問題をめぐる疑惑など、安倍首相に問いただすべき課題は山積しています。視察先での地元記者の質問権の保障を含め、日常的に首相へ質問する機会を復活するよう、政府と報道機関に求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）

国会パブリックビューイング

MIC 要請

新型コロナウイルス感染症に係る

働き手支援についての緊急要請

2020年3月5日

新型コロナウイルス感染症対策での日ごろのご尽力に敬意を表します。それに関わる労働者支援について、加盟単産に、多くのフリーランス、雇用類似就労者が加入している労働団体として緊急に要請いたします。

3月3日、菅義偉官房長官は閣議後会見で、は学校の臨時休校に伴い仕事を休んだ保護者の収入減への手当についての質問に答え、「(厚労省が3月2日に発表した)今般の助成金については事業主と雇用関係にない方は対象となりませんが、フリーランスを含む事業者資金繰り支援として、経営相談窓口の設置や、日本政策金融公庫等による緊急貸し付け、保証枠としての5000億円の確保等の措置を講じる」と述べました。それに先立つ2月28日、衆議院予算委員会で安倍首相は、フリーランスへの対応を問われ、「働く方々への不利になることのないよう雇用調整助成制度の拡充補完なども含めて、様々な対応の検討を進めてまいりたい」と答弁しました。

政府がフリーランス保護の検討に踏み出したことは評価しますが、フリーランス、雇用類似就労者は「事業者」というより生身の働き手です。感染の収束時期が見通せない中、「返さなければならぬお金は安易に借りられない」との声も出ています。

法制度上の困難は種々あるでしょうが、感染症のリスクも、子育ての大切さも、仕事と収入が失われる際の痛みも、雇用・非雇用の別はありません。この緊急事態に際し、「事業者を対象とする資金繰り支援の貸付」という旧来の中小企業支援策の枠にとどまらず、雇用であれ非雇用であれ、生身の働き手の生活を国が支えるという視点から、学校休業に伴う新たな助成金制度や雇用調整助成金に準じた、給付型支援に踏み込む対応の検討を要望いたします。

日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC)

(新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労)

MIC 声明

市民の自由や集会・報道の自由を脅かす

新型コロナ対策特別措置法に反対する

2020年3月10日

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、安倍政権は3月10日、「緊急事態宣言」が可能となる新型コロナウイルス等対策特別措置法の改正案を国会に提出しました。13日までに成立させることを目指しています。

この法案は、首相が「緊急事態」を宣言すれば、都道府県知事が、外出の自粛や、学校やイベント会場の使用制限などを要請することができるようになります。要請に応じない場合は「指示」に踏み切ることもできます。また、一定条件を満たせば所有者の同意なく土地や建物の強制使用も可能になる強い規定もあります。さらに「指定公共機関」に日本放送協会（NHK）を明記し、新型コロナ対策の責務を負わせ、首相や都道府県知事が指示を出せる対象にしています。指定公共機関は「公益的事業を営む法人の中から政令で定めることができる」と政府の判断で追加も可能になっています。

報道機関は自らの判断に基づき必要な報道を行うものであり、政府や自治体が適切に権限を行使し、正確に情報を発信しているかなどを監視する社会的使命があります。その報道機関に法律上の責務を負わせることは、権力監視機能を損なわせる恐れがあります。また、施設利用制限の条項を使って、政府対応の問題点を市民が話し合い、改善を求めるための集会まで中止に追い込まれる危険性があります。あいまいな要件で「集会の自由」や「報道の自由」、国民・市民の「知る権利」を脅かし、憲法で保障された基本的人権の侵害につながりかねない法案であり、メディア関連労組として容認することはできません。

そもそも、1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認された後、政府は場当たりの対応を続け、安倍首相は専門家の意見も聞かずに、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全国一斉臨時休校を打ち出すなど、合理的な根拠と透明性に著しく欠ける意思決定を重ねています。そうした政府に対して、公文書やエビデンスに基づいた説明責任の担保をつけずに、幅広い裁量のお墨付きを与えることは非常に危険です。

実効性と民主的なプロセスを両立する新型コロナウイルス対応の実現に向けて、国会での法案審議が行われることを強く求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC)

(新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労)

共同声明

市民の疑問を解消する 首相への質問機会を取り戻そう

2020年3月18日

新型コロナウイルスの感染拡大防止策の説明として開かれた2月29日の安倍晋三首相の記者会見をめぐる、市民の疑問を解消できない会見の問題点を指摘し、「十分な時間を確保したオープンな首相記者会見」を求めるネット署名を3月5日から呼びかけたところ、わずか1週間で3万人を超える賛同署名が集まりました。

第1弾として3月12日に2万8185人の賛同署名簿を首相官邸に提出しましたが、1300ページ以上にわたる署名簿は、現在の首相記者会見に対する国民・市民の不信・不満を強く反映した結果です。国内外から追及不足を批判された内閣記者会（官邸記者クラブ）に所属する新聞・通信・テレビの19社にも同様の署名簿を送付しました。

その2日後の3月14日に開かれた首相会見では、質疑を打ち切ろうとした官邸側に対して、「まだあります」「総理、総理、これ会見と呼べますか」といった多くの声が記者側から上がり、質疑が続行されました。事前の質問通告を拒み、代わりに「質問が尽きるまで会見を行い、フリーの記者も含めて公平に当てるよう求めた」と明らかにする報道機関も現れるなど、一定の改善が見られました。

しかし、安倍首相は「予定時間」と伝えてきた20分間を上回る21分間も演壇脇のプロンプターに映る原稿を見ながらの冒頭演説に費やしました。主催権は記者会側にあるにもかかわらず、官邸側が質疑者や順番を決め、最終的に質疑を打ち切りました。答弁が不十分でも再質問は慣例的にできず、会見の主導権を官邸側に握られた状態がいまも続いています。

私たちは今回の署名で、全国の主要な新聞・通信・テレビなどが加盟する独立組織の「日本記者クラブ」を活用して、再質問も行える十分な質疑時間を確保し、雑誌やネットメディア、フリージャーナリストも含めた質問権を保障した首相記者会見を行うよう求め、日本記者クラブにも申し入れました。メディア側の主体性が信頼回復に不可欠だからです。日本記者クラブは3月17日の企画委員会で安倍首相に会見要請することを決めました。安倍首相は早期にこの要請に応じて下さい。そして、日本記者クラブも質疑者を会員に限定せず、オープンな記者会見として実現するよう求めます。

記者が様々な角度から質問をぶつけ、見解を問いただすことは、為政者のプロパガンダや一方的な発信を防ぎ、市民の「知る権利」を保障するための大切な営みです。それにもかかわらず、2011年3月の東日本大震災以降、日常的に首相が記者の質問に応じる機会がなくなりました。特に例年3月末に新年度予算が成立した後は、首相が国会で説明する機会も急減します。官邸の権限が増大する一方で、説明の場が失われたままという現状は、民主主義の健全な発展を阻害しています。新型コロナウイルス対

策に限らず、「桜を見る会」や森友学園問題をめぐる疑惑など、安倍首相に問いただすべき課題は山積しています。視察先での地元記者の質問権の保障を含め、日常的に首相へ質問する機会を復活するよう、政府と報道機関に求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）

「新型コロナ」を理由にした批評の封殺に抗議する

2020年4月7日

愛媛県の中村時広知事が3月27日の記者会見で、県のPR施策を批評する愛媛新聞の記事に対し、「タイミングというものがあると思う。いま県としても（新型）コロナ対策に集中している最中でありまして、いまこのタイミングで出ると問い合わせなどが県の方に来ますので対応しなければならない。そういった影響を是非お考えいただきたい」と発言しました。

中村知事の発言は、批判記事の掲載を牽制するものです。新型コロナウイルスの感染拡大という、いわば「緊急事態」を理由にして、あらゆる批判や言論を封じ込めようとする発言であり、看過することはできません。言論の自由、報道の自由に対する侵害であり、抗議します。

中村知事が会見で取り上げたのは、愛媛新聞が3月26日付朝刊から3回連載で掲載していた「再考まじめえひめ 識者に聞く自治体PR」です。この連載は、「介護・看護時間の長さ全国1位」や「彼氏がない独身女性の多さ」などのデータを示して「愛媛県民はまじめ！」とくくる動画を配信した愛媛県のPRプロジェクト「まじめえひめ」の問題点を指摘したものです。問題点を認めぬまま、3月末に配信を停止する県の施策を再考するもので、時宜にかなったまっとうな論評です。中村知事の主張する論理がまかり通れば、「新型コロナウイルス対策をしているから、森友学園への国有地売却に関する公文書の改ざん問題や、桜を見る会の問題についても、政府を追及するな」ということにもつながります。

「危機」にあっても、公権力の信頼性や歪みをチェックし、指摘することは報道機関の大切な役割です。特に「まじめえひめ」のプロジェクトで問題になった「歪んだ女性像の押しつけ」や介護の美徳化は、危機対応のときにこそ、ひずみが生じやすく、公権力が注意すべきテーマです。

「新型コロナ」を理由に、3月28日の安倍晋三首相の記者会見で質問を求める際に声を上げることが規制されましたが、「危機」を理由にした過度な規制は危険です。為政者に強く自省を求めるとともに、報道の現場が萎縮せず、国民・市民に正確な情報を届ける報道機関としての役割を果たせる環境をつくるよう、新聞労連としても努力していく考えです。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

緊急事態宣言下での市民の知る権利を守るために

2020年4月7日

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、安倍晋三首相は7日に「緊急事態宣言」を出す考えを表明しました。報道機関として、市民への正確な情報提供と、強い権限を持つ政府や自治体が適切に権限を行使しているかの監視が重要になる一方で、取材を行う記者の安全確保も喫緊の課題です。収束時期が見通せないなか、それらを両立し、市民の「知る権利」に資する持続可能な報道の体制づくりが急務です。政府などの公的機関や報道機関に以下の対策を早急に進めるよう求めます。

記者会見などの「質疑権」と「安全性」の両立

●感染拡大の状況やその対策について、記者が質疑を行う記者会見の重要性が増す一方、会見場の安全性が十分に確保されていない状況があります。特に取材拠点の一つである厚生労働省では、1月の国内初の感染確認以降、密集した空間のなかでの記者会見が続けられています。防衛省の対応を参考に、各省庁において、それぞれが十分な間隔を空けて取材ができる広めの会議室や講堂に会見場を早急に移設すべきだと考えます。

●安全性を確保するため、政治家などが10分以上の「冒頭発言」を行う場合には、あらかじめ「冒頭発言」と「質疑」を分離して実施し、記者会見の主である「質疑」の時間を十分に確保するよう求めます。

●ネット会議システムなどを活用し、会見場に集まらなくても質疑に参加できるオンライン上の記者会見・ブリーフの導入を求めます。安全性を確保するとともに、学校の休校なども相次ぎ、通常の出勤が困難な記者も増えるなか、多様な角度からの質疑・検証を行ううえで必要なためです。

●今回の事態はさまざまな分野と関連しており、多様な角度からの質疑が保障されるべきです。記者登録制を導入し、「大本営発表」一色に染まった戦前の報道の過ちを繰り返さないためにも、質疑権の確保は重要です。報道機関側は、公権力側から「記者の人数制限」を要請された場合には慎重な対応が必要です。

●庁舎内への報道関係者の入庁制限には反対します。その一方で、万が一の備えとして、報道機関側は自前の取材拠点を確保すべきと考えます。永田町・霞ヶ関周辺で、300人収容の会見場がある「日本記者クラブ」の活用も含めて対応を検討することを求めます。

公文書等による説明責任の強化など

●政府は3月10日、新型コロナウイルス感染症への対応について、行政文書管理ガイドラインに定めのある「歴史的緊急事態」に該当すると閣議了解で決定しています。政府内の会議について、会議録の作成と早急な公開を求めます。特に従来、報道機関に公開されていた会議については、オンライン化するか、音声データを報道機関に即時公開するよう求めます。また、報道機関側も、従来の密着型の取材の継続が難しくなるなか、公権力の「説明責任の強化」を業界あげて具体的に求める必要があります。

●緊急事態宣言が発令されると、NHKが「指定公共団体」として、新型コロナウイルス対策に関して首相や都道府県知事の指示を受ける対象になります。報道機関への過度な介入は危険です。また、新型コロナウイルスへの対応を理由に、批判的な言説を封じるような公権力の動きがあります。過度な報道自粛要請には連帯して抗議しましょう。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

共同声明

長崎市・長崎市議会に性暴力被害者の早期救済を求めます

2020年4月30日

長崎市幹部（当時）が取材中の記者に性暴力を振るった事件をめぐり、長崎市議会で昨年7月、一連の市の対応を問いただす質疑の最中に「被害者はどっちか」という被害者を中傷するヤジが飛びました。

この事件は、市の原爆被爆対策部長（当時）が2007年7月、長崎平和式典に関する取材の最中に起こしたものです。被害にあった記者は、心に重い傷を負い、労働基準監督署が「業務上災害」、日本弁護士連合会（日弁連）が「人権侵害」とそれぞれ認定。記者が被害者であることは明らかです。しかし、加害者が市（田上富久市長）の内部調査が始まった直後に自死した上、別の市幹部（当時）が被害者を貶める虚偽情報を流したため、被害者は長年、二次被害にも苦しめられてきました。今回のヤジは、被害者側に落ち度があるかのような虚偽の風説を流して二次被害を起こした元市幹部の行動と同じであり、被害者の尊厳を今なお傷つけるものです。

被害者の代理人と新聞労連が長崎市議会の全議員に呼びかけたアンケートでは、市議会定数の3割（回答者中では約半数）の議員が直接ヤジを聞いたと回答しました。大きな声で公然と被害者への中傷が行われたと裏付けられました。また、事件当時にも同様の言説を聞いたと回答した議員が複数いました。市側が自らの責任を逃れるために虚偽情報を議会に吹聴していたことが窺われます。

残念なことは、「(ヤジを) 発言したと思われる議員」の存在を認めながら、議長あるいは議会の総意としての当該議員への聞き取りすら行わないまま、「特定できない」として謝罪を拒否している佐藤正洋議長の対応を、市議会定数の半数近い議員が是認していることです。さらに、市が日弁連の謝罪勧告に従わないことについても、多くの市議が「当時のことや事件のことがわからない」「勧告の位置付けや審査を受けて出されたものか理解していない」等を理由に判断を留保しました。

日弁連は、社会における人権侵害を根絶して正義を実現することを最も重要な社会的責務として、人権侵害救済に全力を挙げてきました。この事件についても、被害者からの人権救済申立を受けた日弁連が2014年2月、5年間に渡る調査結果を踏まえ、①部長が「職務上の優越的地位」を濫用して記者に性暴力を振るったこと、②別の幹部も被害者を貶める虚偽情報（ヤジ発言のような風説）を広めて二次被害を引き起こしたこと一の2点を「人権侵害」と認定。市に対し、被害者への謝罪や人権侵害根絶のための措置を勧告しました。

長崎市は「市への聞き取りがなかった」と受け入れを拒否していますが、日弁連は市が提出した調査結果についても検討しており、言いがかりです。市議会に対しては昨年5月、新聞労連が各会派に勧告書を配布し、理解を求めましたが、今なお議員の多くが客観的事実に向き合わないことは残念でなりません。人権侵害に無頓着なヤジが飛んでも不問に付し、様々な機関の調査結果が出ても被害事実に向き合おうとしない議員の存在が、市の不誠実な対応を許し続ける要因になっていると考えます。

アンケート結果は、虚偽の風説が根強く定着していることを裏付けるものでもあります。性暴力の二次被害としての虚偽の風説は、日弁連勧告も指摘するように、女性に対する偏見や固定観念を土壌に生

み出され、社会に定着させられます。虚偽を振りまいた者の責任の重大性と共に、これを放置した市の責任も重大であると改めて痛感させられる結果です。

そうした中でも、一定数の議員が、このような事態は不当で許されないという回答を寄せたことには、原告の訴えには正義があるという確信を強くしました。

今回のヤジについて、原告の記者は、「事件後の長崎市とそっくりで絶望した」「今もなお『性暴力の被害にあった女性こそ加害者だ』といわんばかりの言葉を議会で投げつけられるとは悲しい。なぜ、私のどこが加害者だというのですか」とつぶったメッセージを長崎市で行われた「フラワーデモ」に寄せました。全国の女性記者や参加した市民も、核兵器廃絶を訴えながら性被害者の訴えを踏みにじる長崎市や市議会の対応に厳しい視線を注いでいます。

私たちは「長崎を最後の被爆地とするため」に、世界恒久平和の実現と核兵器のない未来の構築に向けて国際社会に発信してきた長崎市や長崎市議会に敬意を表してきました。新聞労連の運動方針には長年、「広島、長崎の核兵器廃絶運動と連帯し、実現を目指す」と盛り込んでいます。しかし、1人の女性の人権を10年以上も蹂躪し続ける市の訴えのどこに説得力があるのでしょうか。

原告の記者が市の提訴に踏み切ってから丸1年となりました。被害者を支援する輪は女性団体やメディア関係者を中心に長崎でも広がり、市の対応を問題視する議員も増えています。「性暴力やセクハラ
の被害者がきちんと救済され、同じような思いで苦しむ人が出ないような社会になってほしい」という原告の願いを広げながら、長崎市と長崎市議会が一刻も早く、性暴力の事実に向き合い、被害者救済に向けて動き出すことを強く求めます。

2020年4月30日

長崎市幹部による性暴力訴訟原告代理人

弁護士 中野 麻美

弁護士 角田由紀子

弁護士 中舗 美香

弁護士 太田久美子

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

MIC 意見書

歴史的事実や女性の人権に対する歪んだ認識の

司法判断の見直しを求める

2020年5月15日

元朝日新聞記者の植村隆さん（現・週刊金曜日発行人）が報じた元慰安婦の証言の記事に対して繰り返された「捏造」バッシングを免責し、事実上容認するような司法判断が続いています。「捏造」は意図的に事実を反することを書いたことを意味し、ジャーナリストにとってのいわば死刑判決です。批評は最大限尊重されるべきですが、意に沿わない記事を書いた記者を社会から排除しようとする行為は、言論の封殺につながり、メディア関連労組として看過できるものではありません。

この問題では、1991年に韓国で初めて「元慰安婦」であったことを名乗り出た女性の証言を新聞記事にした植村氏に対して、麗澤大学客員教授の西岡力氏やジャーナリストの櫻井よしこ氏らが、2014年ごろからコラムや論文で「捏造」記者と攻撃。植村氏の勤務先の大学に退職を要求する脅迫文が大量に送りつけられたり、インターネット上で家族を含めた個人攻撃が行われたりしました。名誉回復を求めて札幌、東京両地裁に植村氏が提訴した一連の訴訟では、植村氏を「捏造」と断じていた西岡氏や櫻井氏の主張の根拠が成り立たないことが明らかになりましたが、控訴審を含めて、西岡氏や櫻井氏らを免責する判決が出ています。

特に気がかりなのは、「櫻井氏は（植村氏）本人に取材しておらず、植村氏が捏造したと信じたことに相当な理由があるとは認められない」とする植村氏側の主張を退ける際、札幌高裁が「資料などから十分に推認できる場合は、本人への取材や確認を必ずしも必要としない」とした点です。捏造の有無においては、本人の認識が大切な要素です。それにもかかわらず、植村氏に確認する取材の申し込みすらせず、一方的に「捏造」と断じるコラムや論文が、取材を尽くして執筆したものといえるかは非常に疑問です。上告審では、「確実な資料や根拠に基づき真実だと信じる必要がある」とされてきた「真実相当性」に関するこれまでの最高裁判例に基づいた判断の見直しが必要です。

植村裁判の一連の司法判断では、歴史的事実や女性の人権に対する裁判所の認識の歪みも表れています。その象徴は、植村氏が報じた慰安婦の証言について、「単なる慰安婦が名乗りでたにすぎないというのであれば、報道価値が半減する」と札幌高裁が言及したことです。戦後、長い苦しみの時間を生き抜き、勇気と決意をもって名乗り出た女性を「単なる慰安婦」と貶め、過去の戦時性暴力の問題に向き合わない姿は、現代の性暴力に無理解な司法判断にもつながっています。国内外のすべての女性への侮辱であり、著しい人権侵害です。

このような司法判断が固定化されては、為政者にとって都合のいい歴史修正主義が横行し、次世代の

ジャーナリストが過去の歴史的事実と誠実に向き合い、報道していく道を狭めてしまいます。また、戦時性暴力の被害者である慰安婦の証言を報じた側には重い責任を負わせ、被害者の証言報道を「捏造」などと貶める側の取材不足・誤読・曲解は大幅に免責する一連の司法判断の構図を放置していたら、今後の性暴力被害の告発やその報道にも深刻な影響が出かねません。最高裁において真摯な判断の見直しが行われることを強く求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）

「賭け麻雀」を繰り返さないために

2020年5月26日

新型コロナウイルスの感染拡大をうけた緊急事態宣言下、産経新聞の記者2人と朝日新聞の管理職社員（元記者）が、東京高検の黒川弘務検事長と賭け麻雀をしていたことが発覚しました。賭け麻雀は賭博罪に抵触します。報道機関の人間が、権力者と一緒になって違法行為を重ねていたことは、権力者を監視し、事実を社会に伝えていくというジャーナリズムの使命や精神に反するもので、許しがたい行為です。しかも、この賭け麻雀は、検察庁法改正案に関連して、黒川氏の異例の定年延長に市民の疑念や批判が高まっているさなかに行われました。市民はメディアと権力の癒着を感じ取り、黒川氏の問題を愚直に追及してきた新聞記者たちの信頼をも揺るがしています。

今回の問題は、3人を断罪すれば、解決する話でもありません。

公権力の取材においては、圧倒的な情報量を持つ取材先から情報を引き出すために、新聞記者は清濁合わせ呑む取材を重ねてきました。特に、捜査当局を担当する記者は、ごく少数の関係者が握る情報を引き出すために、「取材先に食い込む」努力を続けています。公式な説明責任に消極的な日本の公権力の動きを探り、当局が把握している事実を社会に明らかにしていく上で有用とされ、そうしたことをできる記者が報道機関内で評価されてきました。

しかし、こうした取材慣行は、ときに「犯人視報道」による人権侵害につながっていると指摘され、取材記者のセクシュアルハラスメント被害の「泣き寝入り」の温床にもなってきました。長時間労働を前提にしてきた無理な働き方で、育児などとの両立も難しく、結果的に女性が育児を担うことが多い日本社会において、女性の参入障壁にもつながっています。

さらに、捜査関係者と並走することによって政治権力の不正を暴き、権力監視の一端を担うことができた環境からも変化しています。平成の30年あまりの政治・行政改革によって、首相官邸への権限集中が進みました。今回の黒川氏の問題で取りざたされたように人事権を通じた官邸の影響から捜査当局や裁判所も無関係とは言えません。逮捕状の執行が見送られた末、刑事事件では不起訴になったものの、民事裁判で性暴力が認定された伊藤詩織さんの事件や、公文書を改ざんした当時の財務省幹部らが全員不起訴になった森友学園事件のように、捜査当局の判断に市民が疑問を感じるケースが増えています。当局との距離感を保ちながら、市民の疑問に応えられる取材・報道のあり方が強く求められています。

新聞労連は、事実を報じるためにあらゆる取材手法を駆使する記者に敬意を表し、安易な取材規制には反対です。しかし、報道機関を支えているのは、権力者ではなく、市民であることを忘れてはなりません。市民の信頼なくしては存立することはできません。森雅子法相が5月26日の記者会見で、今回の賭け麻雀問題を受けて「法務・検察行政刷新会議」を設け、対応策を検討していく考えを明らかにし

ましたが、公権力主導での取材規制に陥らないよう、報道機関が自らを律して、改革をしなければなりません。

「賭け麻雀」は市民や時代の要請に応えきれていない歪みの象徴です。

次世代の記者が同じような歪みを我慢し、市民からの不信にさらされないように、各報道機関の幹部には体質の転換に向けた具体的な行動を強く求めます。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 南 彰

MIC 要請書

「法務・検察行政刷新会議（仮称）」に関する要請書

2020年5月29日

法務大臣

森 雅子 様

「法務・検察行政刷新会議（仮称）」に関する要請書

辞職した黒川弘務・前東京高検検事長の問題を受け、森法務大臣は5月26日の記者会見で「法務・検察行政刷新会議（仮称）」を設置し、これからの法務・検察行政のあり方について必要な検討を開始する考えを表明しました。検討内容の詳細は明らかになっていませんが、メディア・文化・情報関連の職場で働く労働者がつくる「日本マスコミ文化情報労組会議」（MIC）として以下のことを要請します。

今回、大規模なツイッターデモに発展するなど、法務・検察に対する国民・市民の不信・批判が高まっている要因の中心は、「**法務・検察と首相官邸との関係性**」にあります。

「口頭決裁」で過去の国会答弁を覆して黒川氏を定年延長させるという、違法の疑いのある閣議決定を行った後、その決定を後付けで正当化するような検察庁法改正案が浮上しました。「検察が萎縮して人事権まで政権側に握られ、起訴・不起訴の決定などにまで掣肘を受けるようになったら、検察は国民の信託に答えられない」と、検事総長経験者らが法務大臣宛ての意見書で表明した危機感に、一連の問題が象徴的に表れています。常習賭博罪の疑いもある黒川氏に対して、懲戒より軽い「訓告」で済ませた処分をめぐっても、首相官邸の介入が指摘されています。

「刷新会議」の発表にあたり、森法務大臣は「安倍首相の指示」に言及しました。検察の独立性が揺るがされた今回の事態に際して、行政主導で「刷新」が議論されることに強い違和感も覚えますが、設置される「刷新会議」においては論点をすり替えず、現在の法務・検察と首相官邸との不透明な関係性を見直す議論を進めるよう強く求めます。特に、政権の不正にも切り込む準司法機関としての検察の使命を理解せず、「検察官も行政官であることは間違いない」と述べて内閣の統制に服するのを当然のように主張した安倍首相の認識も含めて検証する必要があります。

黒川氏の辞職や処分の直接的な原因となった産経新聞記者・朝日新聞社員（元記者）との「賭け麻雀」は、メディア関連労組としても許しがたい行為です。新聞労連が5月26日付の[声明](#)で表明したように、産経新聞社、朝日新聞社を中心に、報道機関が、取材慣習の抜本的見直しを含めて、自らを律していく必要があります。河井克行・前法務大臣夫妻の公職選挙法違反事件の捜査が行われ、安倍首相の「桜を見る会」の問題をめぐる刑事告発もなされている状況下において、「刷新会議」の議論が新たな

取材・報道規制につながることは本末転倒です。その点をしっかり踏まえて、委員会メンバーの人選も含めて、真に国民・市民に信頼される法務・検察のあり方を目指した議論が進むことを強く求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）



日本新聞労働組合連合

〒113-0033 文京区本郷 2-17-17 井門ビル 6 F

電話 03-5842-2201 FAX 03-5842-2250